

Weekly Report

第307号
平成27年4月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から摘要される主な税制(個人関連)

平成27年度税制改正が成立しました。このうち、4月(又は1月)から適用される個人関連の主な税制改正は、次の通りです。

◎ふるさと納税の拡充

* 住民税の特例控除額の上限引上げ……控除限度額を住民税所得割額の2割に上げます。28年度分以後の個人住民税について適用されるため、27年中に行うふるさと納税から対象となります。

* 「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設……確定申告の必要がない給与所得者等がふるさと納税を行う場合、寄附先の団体に申請書を提出することで、確定申告をしなくても控除が受けられるようになります(寄附先が5団体以内の場合に限る)。27年4月以降に行うふるさと納税から適用されます。

◎結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置の創設

……両親や祖父母(贈与者)が、20歳以上50歳未満の子・孫(受贈者)の結婚、出産、育児に必要な資金を一括贈与する場合、子・孫ごとに1千万円(結婚関係の費用は300万円が限

度)まで非課税となります。贈与された資金は、金融機関において受贈者名義の専用口座で管理し、受贈者が50歳に達した場合などに契約が終了します。27年4月~31年3月までに行われる贈与に適用されます。

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

……適用期限が31年6月まで延長となり、27年中に契約を締結した住宅用家屋の非課税枠は、良質な住宅1500万円、一般住宅1千万円となります。なお、28年以降は、消費税率10%への引上げの影響を考慮した非課税枠が設定され、例えば、28年10月~29年9月は最大3千万円となります。

赤字割合が6年ぶりに70%を下回り68.2%

国税庁が公表した「平成25年度分法人企業の実態」によると、連結子法人を除く25万5732社のうち、欠損(赤字)法人数は176万2596社で、その割合は68.2%(前年度比2.1ポイント減)と、6年ぶりに70%を下回りました。

一方、営業収入金額は1493兆4688億円(同7.7%増)で、このうち利益計上法人の営業収入金額は1138兆1711億円(同11.8%増)、所得金額は49兆7926億円(同22.1%増)とともに大幅な増加となっています。

また、交際費等は3兆825億円(同6.3%増)で、このうち1兆1488億円が損金不算入となり、損金不算入割合は37.3%でした。

国税の猶予制度の見直しによる換価の猶予

26年度税制改正により、国税の猶予制度が見直され、国税の滞納により差し押さえられた財産について、納税者の申請に基づく換価(売却)の猶予が新設されました(27年4月以後に納期限が到来する国税について適用)。

これは、国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難するおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合、納期限から6ヵ月以内の申請により、差押財産の換価(売却)が猶予される制度です。